

## 退職手当・恩給審査会令要綱

- 一 退職手当・恩給審査会（以下「審査会」という。）は、委員二十人以内で組織することとし、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができること。（第一条関係）
- 二 委員及び臨時委員の任命、任期等について定めること。（第二条及び第三条関係）
- 三 審査会に、退職手当分科会及び恩給分科会を置き、これらの分科会の所掌事務等を定めること。（第五条関係）
- 四 審査会の定足数及び議決について定め、これらを分科会の議事について準用すること。（第六条関係）
- 五 審査会の庶務は、総務省人事・恩給局に置かれる参事官が退職手当分科会に係る事務について命を受けて行う場合を除き、同局総務課において処理すること。（第七条関係）
- 六 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めること。（第八条関係）
- 七 この政令は、一部の規定を除き、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行すること。（附則第一条関係）

八 恩給審査会令（昭和二十四年政令第二百二十二号）の廃止、所要の経過措置等を定めること。（附則第二

条から第四条まで関係）